

三鷹市現場代理人常駐義務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、三鷹市工事請負契約約款第10条第2項に規定する現場代理人の常駐について、常駐の解釈を明確にし、その取扱いを定めることにより、適切な運用を図ることを目的とする。

(現場代理人の常駐)

第2条 現場代理人は、当該工事における工事現場に専任で常駐しなければならない。

(現場代理人の拘束期間)

第3条 現場代理人の常駐すべき期間は、別に定めがあるものを除き、当該工事の契約確定日の翌日から工事しゅん工日までとする。

(現場代理人の常駐義務緩和)

第4条 発注者が認める場合のほか、次の各号のいずれかの期間に該当し、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 工事請負契約約款第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
- (3) 橋りょう、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場制作を含む工事であって、工場制作のみが行われている期間
- (4) 前3号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

(工事現場を同じくする他工事の現場代理人)

第5条 同一場所を工事現場とする工事においては、現場代理人は兼任することができる。

(工事現場が異なる工事の現場代理人の兼任)

第6条 第2条の規定にかかわらず、次の各号の要件を全て満たす場合は、工事現場が異なる場合であっても、現場代理人は兼任することができる。

- (1) 三鷹市発注の工事であること。
- (2) 兼任する工事が合計2件までであること。
- (3) 契約金額がそれぞれ4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）未満であること。
- (4) 現場を離れるときの連絡体制及び緊急時において現場に急行できる体制を

確保すること。

- (5) 2件目の工事着手時に現場代理人兼任届（両工事の工程表及び緊急時連絡体制表を添付）を提出すること。

附 則

この要領は、平成21年1月1日から施行し、同日以降に契約する請負工事について適用する。

附 則

この要領は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年11月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年2月8日から施行し、令和5年1月1日以降に契約する請負工事について適用する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行し、令和7年2月1日以降に契約する請負工事について適用する。